

平成23年度

(第2回)

武蔵村山市社会教育委員会議資料

**平成23年6月29日(水)
社会教育委員会議**

第2回 社会教育委員会議次第

日 時：平成23年6月29日（水）午前10時

会 場：中部地区会館（市役所4階）402AB集会室

1 開 会

2 挨拶

3 報告事項

第1回武蔵村山市社会教育委員会議会議録について

4 議題

学校支援地域本部事業について

5 その他

事務局報告 第1回武蔵村山市社会教育委員会議会議録について

このことについて、次のとおり報告します。

第1回武蔵村山市社会教育委員会議会議録（要旨）（別紙）

※ この会議録は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針に基づき公開します。

議 題 学校支援地域本部事業について

社会教育法第17条1項の規定に基づき、次の課題について意見を求めます。

課 題 学校支援地域本部事業について

理 由

武蔵村山市の教育委員会の教育目標(平成14年2月教育委員会決定)及び平成21年度武蔵村山市教育委員会の基本方針4では、「家庭・学校・地域の協働とすべての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。そのために、東京都教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進めていく。」と述べられています。

このことから、本市での学校支援地域本部の必要性は高く、行政と市民が一体となって、子供たちの教育について考え、協働することを目的とする当該本部の設置によって、学校教育の更なる向上と併せて学校教育支援を軸とした、地域住民のつながりや信頼などの強化が推進するなど副次的効果も期待できます。

については、学校支援地域本部事業についての調査・研究を進め、本市における具体的な構想について報告するよう求めます。

報告期限 平成23年11月末日

参 考

◎ 社会教育法(抜粋)

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な調査研究を行うこと。

資料1 平成23年度「地域とともにある学校づくり」推進協議会の開催について

その他

次回の日程について

日 時 : 平成23年 月 日 ()

場 所 :

9月 平成23年						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	<u>19</u>	20	21	22	<u>23</u>	24
25	26	27	28	29	30	

19日(月) 敬老の日

23日(金) 秋分の日